

# 研究生規程（大学院）

（目 的）

第 1 条 この規程は、神戸松蔭女子学院大学大学院学則第61条に基づき、研究生に関する必要事項を定める。

（研究期間）

第 2 条 研究生の在学期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年、もしくは前期・後期の半年とする。ただし、引き続き研究指導を受けることを志望するときは、1年を限度として、期間を延長することができる。

（入学資格）

第 3 条 研究生として入学を志願することのできる者は、下記の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を有する者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と、本大学院が認めた者
- (6) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得した者と、本大学院が認めた者
- (7) 相当の年齢に達し、大学を卒業した者と同等以上の学力がある者と、本大学院が認めた者

（出願手続）

第 4 条 研究生志願者は下記の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 研究生願書
- (2) 入学後の研究計画書
- (3) 最終学校卒業（見込）証明書
- (4) 最終学校成績証明書
- (5) 履歴書
- (6) 健康診断書
- (7) 3カ月以内に撮影した写真

（出願期間）

第 5 条 研究生志願者は、所定の期日までに出願手続を完了しなければならない。

（選 考）

第 6 条 研究生の選考は書類審査・面接その他の方法によって審査し、大学院委員会の審議を経て学長が決定する。

（検 定 料）

第 7 条 研究生選考のための検定料は、5,000円とする。

（学 費 等）

第 8 条 研究生の入学金、授業料その他必要な学費は別に定める。

第 9 条 天災被害その他特別の事情があると大学院委員会が認めた場合、授業料の一部または全額を免除することができる。

（指 導 教 員）

第 10 条 研究生は、その研究計画書に基づき定められた指導教員の指導を受けなければならない。

（授業の聴講）

第 11 条 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

（研究成果の報告）

第 12 条 研究生は、研究期間の終了日までに、その研究成果を指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

（研究生の身分取り扱い）

第 13 条 研究生は、一般学生と同様の身分取り扱いはしない。

（参考：学生割引、通学証明書等は交付しない。また、本学の諸設備の利用について制限を設けることがある。）

第 14 条 研究生としてふさわしくない行為があると認められる場合、研究生の資格を取り消すことがある。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、教学委員会の審議を経て学長が行う。

附 則 この規程は、2015年4月1日より改正施行する。